

## 分科会 情報保障の制度

2002.10.5

青木 慎太郎

### 一 「情報」とは何か？

#### 1 Informationとしての「情報」

- ・大学においては掲示板情報が典型例
- ・掲示板...情報収集は自己責任という発想
- ・見えている人の怠慢と見えていない人の不可能は違う
- ・「休講」「教室変更」は大学の責任により伝えられるべき

#### 関西SL 学内環境アンケートについて

学生編... 21大学24人が回答

大学編... 17大学が回答

いずれも立命館大学を含む。

#### (1) 情報保障の現状

##### (a) 情報入手の手段 (複数回答)

- ・事務室で尋ねる 18名
- ・事務室から、メールや電話で連絡がある 8名
- ・視覚障害者用のメールボックスがあり、そこで知る 1名
- ・インターネットで情報を得る 2名
- ・友達に掲示板を見てもらう 15名
- ・自分で見ることができる 3名

##### (b) 情報伝達の手段 (複数回答)

- ・視覚障害学生本人が事務室で尋ねる 8校
- ・事務室から、メールや電話で個別に連絡をする 8校
- ・点字掲示板・視覚障害者用のポストなどを学内に設け、視覚障害学生自身が直接知ることができるようになっている 1校
- ・インターネットで情報を提供している 4校
- ・とくに配慮はしていない 3校

##### (c) 情報保障に対する大学の認識

- ・情報格差はないと思う 3校

- ・まだまだ情報格差はあるが、その是正に最大限取り組んでいると思う 10校
- ・情報格差はあるが、それをどのように是正するかに困っている 1校
- ・情報格差はあるが、是正の必要性を感じない 1校
- ・その他 2校

(2) 今後の情報保障について

(a) 学生側の希望 (複数回答)

- ・視覚障害者用メールボックスの設置 5名 (点3 / 拡1 / 墨1)
- ・掲示板情報のインターネットでの公開 18名 (点12 / 拡2 / 墨3)
- ・電話・電子メールによる連絡 12名 (点8 / 拡2 / 墨1 / パ1)
- ・大学からの要望で、携帯電話をもったので、連絡が欲しい。
  - ・(連絡を) 確実に!
- ・その他 3名 (点3)
  - ・ガラス戸の中に掲示物が貼られている掲示板は、弱視者に見づらい。
  - ・必要最低限は確実に!
  - ・点字の掲示板があればパソコンを使えない人も大丈夫かも。
- ・改善の必要はない 1名

(b) 大学側の検討事項 (複数回答)

- ・点字掲示板・視覚障害者用ポストの設置 0校
- ・掲示板情報のインターネットでの公開 4校
- ・メールマガジンでの情報配信 1校 (立命:すでに1月から実施)
- ・電話・電子メールによる個別対応 6校 (立命:部署単位で実施)
- ・その他 6校 (中身の充実など)

インターネットでの情報提供は視覚障害学生だけでなく全学生にとって有益になるであろうが、視覚障害学生がすべてパソコンを使いこなせるというわけではないから、「インターネットで情報を提供したので、これ以上何もしなくて良い」という安易な発想に走るべきではないだろう。

## 2 広い意味での「情報」

いわゆる「知る権利」に奉仕するもの

講義内容や設備に関する情報なども含む

(1) 講義での配慮

視覚障害学生にとって、授業を聴く上で欠かせない内容である。

(a) 講義で配慮されている内容

- ・座席指定 5名
- ・レジュメの点訳・拡大 16名
- ・講義資料のデータによる提供 12名
- ・板書の読み上げ 15名

- ・字幕ビデオ教材などの解説 8名
- ・その他 4名
  - ・スライドに映す内容をプリントにして(拡大して)配布してくれる(一部の教授)(同志社大学)
  - ・指示語を使わない配慮、パソコン使用可能な先生はフロッピーにデータとして配布資料内容をおとしてくれる。(神戸女子大学)
  - ・板書を大きく濃い目に書いてもらう(天理大学)

(b)問題点

- ・配慮の内容が講義によってまちまちである。  
配慮内容の不統一、不徹底(大学編において4校が「担当教官に任せているので、配慮の内容が分からない」と回答した)
- ・点字, 拡大, データによる資料が、授業後に提供されることが多い。また要請しても様々な事情で実現しないことも多い。(点字教科書の問題とともに検討)

## 二 「保障」とはどういうことか?

大学がその費用と責任において為すことを指し、「友達に掲示板を見てもらう」は保障ではない。

### 1 保障の主体と領域

(1) 大学が保障の主体になるべきか?

- ・入学・在籍を契約と捉える 権利・義務関係の発生
- ・(視覚)障害学生も一般学生と同様に授業料を支払って在学している以上、授業や研究活動などの面において平等でなければならない。(もっとも、私学助成金等の制度の充実も必要である)

(2) どの程度保障すべきか?

視覚障害学生が他の学生と平等な環境のもとで学術研究活動を送ることができる程度。具体的には、視覚障害学生を受講する科目について教科書・レジユメの点訳や拡大等、講義での配慮についての担当教員への周知徹底、掲示板情報の提供における配慮等であるが、情報保障に限定しなければ、視覚障害者機器の購入や点字ブロックの敷設なども含めて考える必要がある。

### 2 保障の客体

(1) 点字教科書

点字教科書とは、視覚障害学生が講義を受ける上で最低限必要なもの、としての

位置づけである。従って、「教科書」として指定されているかどうかは問題なのではなく、実質的に教科書同様の役割を果たすものも保障されるべきである。また、点字教科書については、点訳自体はするけれど、それが講義に間に合っていないといったケースが見受けられた。これでは教科書としての意味を果たしていないので、早急な改善を要すべき次項である。

(2) 掲示板情報

他の学生が享受するのと同様の情報を享受する権利がある。休講や教室変更などはほんのごく一部であり、例えば公開講演会などの情報も知りたいという視覚障害者はいる。

### 3 財源

確かに、場合によっては多額の投資を要する分野である。しかし、本当に費用の捻出が不可能なのか？ 冬は暑く、夏に涼しい事務室など、本当に無駄はないと言えるか。

## 三 大学が変わることの意義 おまけ

社会を変えるのは大学から。国や企業の政策に関わる人材の多くは大学で学んだ者たちである。障害者問題・バリアフリーの重要性を大学が考え、環境を整備してゆくことで、その環境で育った者たちは刺激される。

大学変われば社会が変わる。